

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（六七・総務課）……………1

○秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則（六八・総務課）……………1

### 訓 令

○秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（六・情報公開センター）……………1

### 人事委員会規則

○人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則……………2

○人事委員会規則一―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………2

## 規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第六十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改める。

第三条第二項の表中「競技式典課」を削る。

第六条大会総務課の項第一号中「この項」を「この条」に改め、「これらを」を削り、「いう」を「総称する」に改め、同条

施設調整課の項に次の二号を加える。

三 大会の競技に関すること。

四 大会の式典に関すること。

第六条競技式典課の項を削る。

第十五条の九を第十五条の十とし、第十五条の八を第十五条の九とする。

第十五条の七第一項健康・予防課の項第五号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同条を第十五条の八とし、第十五条の六を第十五条の七とし、第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。  
（内部組織の特例）

第十五条の五 前条に定めるもののほか、特定の事務を短期間において集中的に処理させるため、別に定めるところにより、同条第一項の表の中欄に掲げる部に必要な組織を置くことができる。  
第十六条中「調査」の下に「並びに施策の企画及び推進」を加える。

第十八条中「総務企画課」を「企画政策課」に改める。  
第十九条総務企画課の項中「総務企画課」を「企画政策課」に改め、同項第三号中「並びに情報」を「情報」に改め、「提供」の下に「並びに施策の企画及び推進」を加える。

第二百四十五条第三項の表第十号及び第十一号を削り、同表第十二号を第十号とし、第十三号から第五十六号までを二号ずつ繰り上げる。

### 附 則

1 この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

2 平成十九年十月三十一日において次の表の上欄に掲げる課に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同年十一月一日をもって当該下欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

総務企画部国体・障害者スポーツ大会局競技式典課	総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課
東京事務所総務企画課	東京事務所企画政策課

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第六十八号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則（平成十三年秋田県規則第四十五号）の

一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二」の下に「及び第十五条の五」を加える。  
第二条の表医務薬事課の項の次に次のように加える。

### 試験研究推進課

医工連携プロジェクトチーム

第二条に次の一項を加える。

2 地域振興局福祉環境部並びに北秋田地域振興局大館福祉環境部及び鷹巣阿仁福祉環境部に、健康づくり推進チームを置く。  
第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八条 健康づくり推進チームは、運動を通じた健康づくりの推進に関する事務を所掌する。

第五条を第六条とし、第四条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

### （所掌事務）

第四条 医工連携プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

一 組織規則第六条の二試験研究推進課の項第一号に掲げる事務のうち、医療機器等の試験研究の推進に関する事務

二 組織規則第六条の二試験研究推進課の項第三号に掲げる事務のうち、医療機器等の試験研究の成果の普及に関する事務

### 附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

## 訓 令

### 秋田県訓令第六号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

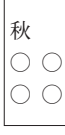
秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

別表地方機関の長等印の項中

県○長	県○長
田○○	田○○
を	を



(チームリーダー)

に改め、同表の備考一中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同表の備考二中「除く。」の下に、「秋田県チーム設置規則第二条第二項に規定するチームの長」を加える。

この訓令は、平成十九年十一月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。  
別表第一知事部局本庁の項中「県民総参加推進監」及び「障害者スポーツ大会推進監」を削り、同表知事部局地域振興局の項中「地域振興監」を「地域振興監 チームリーダー」に改め、同表教育委員会本庁の項中「総合調整主幹」を「総合調整主幹 上席主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

人事委員会規則一―〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一―〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一―〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。  
別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「県民総参加推進監 障害者スポーツ大会推進監」を削る。

正 誤

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「地域振興監」を「地域振興監 チームリーダー」に、「及び」を「及び」に改める。  
附 則  
この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

(印刷誤り)  
平成十九年九月二十一日(号外第三号)掲載の秋田県規則第五十四号は、第五十五号の誤り

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsuharansu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

